

平成23年7月8日
経済部観光振興監決定
平成24年8月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

北海道アウトドア講習の実施標準

第1 趣旨

この実施標準は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センターが北海道アウトドア講習（以下「講習」という。）を実施するに当たり、北海道アウトドア講習実施等要領（以下「要領」という。）第2の2の（1）の規定に基づき、講習の実施標準について定める。

第2 講習の実施標準

1 講習科目

講習科目の標準は、「北海道の自然に関する基礎知識」、「安全なアウトドア活動のために」、「アウトドアでの応急処置方法」等とする。

2 講習内容の標準

講習内容の標準は、次に定めるとおりとする。

(1) 北海道の自然に関する基礎知識

- ア 北海道の自然の特徴
- イ 北海道の天然記念物と北海道遺産
- ウ 保護と管理が必要な北海道の動植物
- エ 自然と人との関わり

(2) 安全なアウトドア活動のために

- ア 自然の中に潜むリスクと対処法
- イ 気象に関する知識と地形図の読み方
- ウ アウトドアに適した服装
- エ アクシデントに備えて

(3) アウトドアでの応急処置方法

- ア 応急処置の重要性
- イ 外傷の処置
- ウ 止血法
- エ バイタルサインの確認と一次救命処置
- オ ハイポサミアとハイパーサミア

(4) その他

アウトドア活動を行うに当たり、必要な事項

附 則

この実施標準は、平成23年7月8日から施行する。

附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）

この実施標準の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日経済部観光振興監決定）

この実施標準の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。